

サイボー株式会社

(コード番号 3123: 東証スタンダード市場)

<https://www.saibo.co.jp/>

方針および基準の策定

当社は、コーポレートガバナンスの基本的な考え方にに基づき、コーポレートガバナンスの充実に取り組むため、以下の方針および基準を策定しております。

目次

【1. 基本方針】	1
【2. 内部統制システム構築の基本方針】	2
【3. 社外役員の選任および独立性に関する基準】	5
【4. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】	7
【5. ディスクロージャー・ポリシー】	8

当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードに賛同し、以下の基本方針に従い、経営の効率性と公正性・透明性の維持・向上に努めてまいります。

【1. 基本方針】

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利を尊重し、その権利が実質的に確保される適切な対応と有効に行使される環境の整備を行います。また、実質的な平等性を確保する観点から、法律等に従い適切に対応するとともに、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に十分配慮した環境作りを推進します。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出が、株主、顧客、取引先、社員、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であると認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、取締役会・経営陣は、これらステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮します。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、会社の財務状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。また、そうした情報が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報としての有用性の高いものとなるようにします。

(4) 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責任を適切に果たします。

- ・ 企業戦略等の大きな方向性を示し、その実行を推進します。
- ・ 内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣幹部によるリスクテイクを適切に支えます。
- ・ 独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行います。

当社は、監査役会設置会社として、前項の役割・責務の一部は監査役および監査役会が担います。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。代表取締役をはじめとした経営陣幹部による IR 活動を定期的実施し、株主や投資家に対する当社の経営戦略・経営計画の理解を深めるための機会創出に努めます。

【2. 内部統制システム構築の基本方針】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、当該規程において法令等の遵守が経営の最重要課題である旨を明記し、これに基づく具体的な行動準則を規定しております。さらに当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取ります。
- ② 代表取締役社長直轄の内部統制室において、「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」の浸透を図り、取締役を含む全社員に対して、コンプライアンスに関する研修を原則年1回以上行います。また、「内部監査規程」に基づき、内部統制室が定期的に業務運営の状況を監査し、業務の合法性及び社内規則の遵守状況を確認します。
- ③ 各取締役は、他の取締役の職務の執行に関し、取締役会における十分な審議を通じて適切に監視監督義務を遂行します。
- ④ 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款その他社内規程に適合するための体制について、取締役が適切に運用、改善しているかについて監視・検証し、必要に応じて助言又は勧告等を行います。
- ⑤ 法令・定款・社内規範等において疑義のある行為については、企業団体の役員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を内部統制室に設置・運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載、記録した文書、電子媒体等については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
- ② これらの情報の保存・管理状況については、内部統制室が定期的に確認を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社では、事業活動に係るリスクについて、各部門で管理するとともに、「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長をリスク管理責任者として総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。
- ② 当社が認識するリスクを適切に管理し危険発生を防止するために「内部監査規程」に基づき内部統制室が定期的に内部監査プログラムを実行し、その監査結果は必要に応じて取締役会に報告します。
- ③ 上記の監査結果に基づき、取締役会は関連する社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合に備え、迅速且つ組織的な対応により被害を最小限に抑えるための体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による重要事項の意思決定に基づく業務執行につき、「職務権限規程」に基づき、予め各取締役の権限及び責任の所在並びに執行方法の詳細を明確化し、職務の執行の迅速化及び効率化を図ります。
- ② 各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹

底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制とします。

- ③ 中期計画（3ヶ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促します。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、子会社の取締役等及び使用人の業務の適正を確保するため、主管部門としてグループ会社管理課を設置し、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行います。
 - ② 当該部門は、子会社の取締役等及び使用人の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議の体制を構築します。また、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を整えます。
 - ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営が行われることを確保するために、子会社を含めた企業集団としての中期（3ヶ年）及び年度事業計画等を定め、その共有を図り推進します。
 - ④ 「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制室が子会社の取締役等及び使用人の業務の適正性につき定期的な内部監査を実行し、必要に応じてその結果を当社の取締役会に報告します。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて専任又は兼任の補助使用人を置くこととします。
- ② 当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意を必要とし、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととします。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、また、必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、業務執行状況の確認を行います。また、「監査役監査基準」に基づき、経営・業績に影響を及ぼす重要事項について、監査役がその都度報告を受ける体制を確保します。
- ② 上記報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底します。
- ③ 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査方針の策定及び監査役の職務分担等を行い、代表取締役社長との定期的な会合、内部統制室及び会計監査人

との定期的な情報交換の機会を確保します。

- ④ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いもしくは償還又は負担した債務の債権者に対する弁済等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理します。

(8)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法等に基づく当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整えます。
- ② 財務報告に係る内部統制システムの運用にあたり、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、各部門・組織での自己点検及び内部統制室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築します。

【3. 社外役員を選任および独立性に関する基準】

(1) 目的

本基準は、当社における社外取締役および社外監査役の選任並びに独立性に関する基準を定めることを目的とする。

(2) 社外取締役

社外取締役は、以下の条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

- ① 誠実な人格、高い見識と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験および出身分野における実績を有する者
- ② 会社法第 331 条第 1 項各号に定める取締役の欠格事項に該当しない者
- ③ 会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役の要件を満たす者

(3) 社外監査役

社外監査役は、以下の条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

- ① 誠実な人格、高い見識と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
- ② 会社法第 335 条で準用する同法第 331 条第 1 項各号に定める監査役の欠格事項に該当しない者
- ③ 会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役の要件を満たす者

(4) 社外役員独立

当社における社外取締役または社外監査役（以下、社外役員という。）のうち、以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。

- ① 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の 10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者
- ② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
- ③ 当社を主要な取引先またはその業務執行者である者
- ④ 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者
- ⑤ 当社から役員報酬以外に、年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の 2%を超える団体に所属する者）
- ⑥ 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者
- ⑦ 当社から年間 1,000 万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の 2%を超える団体の業務執行者である者）
- ⑧ 過去 3 年間に於いて、上記 1. から 7. のいずれかに該当していた者
- ⑨ 上記 1. から 8. のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩ 当社または子会社の取締役、支配人、使用人（ただし、重要な者に限る。）の配

偶者または二親等以内の親族

- ⑪ 過去3年間において、当社または子会社の取締役、支配人、使用人（ただし、重要な者に限る。）のいずれかに該当していた者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑫ 上記各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。また、本基準において「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。

当社では、平成 28 年 1 月 19 日の取締役会で「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を検討・承認しております。

【4. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

(1) IR 担当取締役の指定ならびに IR 担当、総務、財務、社長室の有機的な連携

当社では、IR 担当部署である総務部を管掌する取締役を IR 担当取締役に選任することで、代表取締役社長との有機的な連携に努めます。また、IR に関連する他部署（財務部、社長室）との情報共有を密にすることで連携を強めるように努めます。

(2) 個別面談以外の対話

IR 担当部署である総務部が個別面談に積極的に対応するとともに、株主・投資家・アナリスト向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長または IR 担当取締役が直接説明します。

(3) 適切かつ効果的なフィードバック

IR 活動により把握された情報および株主移動等の情報は、定期的に取り締役に報告し、取締役および監査役との情報共有を図ります。

(4) インサイダー情報の管理

株主・投資家・アナリストとの対話の際には、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値向上に資する事項を対話のテーマにすることにより、インサイダー情報管理に留意します。

【5. ディスクロージャー・ポリシー】

(1) 情報開示の基本方針

当社は、サイボーグループ「企業倫理憲章」および「コンプライアンス行動規範」に基づき、社会に開かれた企業として、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進するよう、正確かつ適切に開示します。

(2) 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法等の諸法令および東京証券取引所の適時開示規則に従って、情報開示を行います。また適時開示規則等に該当しない場合でも、当社を理解するうえで有用であると判断される情報（当社および取引先の利益を損なう等情報を除く）については、適宜開示します。

(3) 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報につきましては、東京証券取引所の TDnet（適時開示情報伝達システム）にて速やかに開示するとともに、当社ホームページに掲載します。適時開示規則に該当しない情報につきましても、ホームページへの掲載等により広く開示します。

(4) インサイダー取引の未然防止

当社は、社内規程を定め、業務上知り得た重要な内部情報の適切な管理およびインサイダー取引の未然防止を行い、社員への周知徹底を図ります。

(5) 将来の見通し

当社の業績見通し等の将来に関する情報は、当該時点において当社が入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づくものであり、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(6) 沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、決算に関する問い合わせの回答やコメント等を差し控えています。ただし、沈黙期間中であっても、適時開示規則により開示を要する業績予想値の差異が生じることが判明した場合は、適宜情報開示を行います。